

## 畜産・酪農生産力強化対策事業（酪農経営改善対策）実施要領

平成30年4月20日付け30生畜第140号承認

平成30年4月24日付け中酪（業務）発第56号

我が国の畜産・酪農は、農家戸数や飼養頭数が減少している現状にあり、生産基盤の強化が喫緊の課題である。このような中で、環太平洋パートナーシップ協定（TPP）交渉の大筋合意や日EU経済連携協定（EPA）交渉の大枠合意がなされ、これを踏まえて改訂された「総合的なTPP等関連政策大綱」（平成29年11月24日TPP等総合対策本部決定）においては、「強い農林水産業の構築」として、省力化機械の整備等による生産コストの削減や品質向上など収益力・生産基盤を強化することにより、畜産・酪農の国際競争力の強化を図ること、国産チーズ等の競争力を高めるとともにその需要を確保し将来にわたって安定的に国産チーズ等の生産に取り組めるようにすること及び原料面で原料乳の低コスト・高品質化の取組の強化、製造面でコストの低減と品質向上・ブランド化等を推進することが規定され、このために、引き続き実績の検証等を踏まえた所要の見直しを行った上で、畜産・酪農収益力強化総合プロジェクトを推進することとされた。

これに則り、畜産・酪農の収益力・生産基盤を強化し、国際競争力の強化を力強く、集中的に進めるため、畜産農家を始めとする関係者が連携する畜産クラスターの仕組みの活用等により、優良な乳用後継牛の確保や和子牛生産拡大等、地域一体となっていく取組を支援する。

畜産・酪農生産力強化対策事業（酪農経営改善対策）（以下「本事業」という。）の実施に当たっては、畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業実施要綱（平成28年1月20日付け27生畜第1574号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。）、畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業実施要領（平成28年1月20日付け27生畜第1621号農林水産省生産局長通知。以下「農水省要領」という。）ならびに公益社団法人中央畜産会畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業基金管理業務方法書（平成28年3月17日付け27年度発中畜第1401号）に定めるもののほか、この要領に定めるところによる。

### 第1 定義・要件

#### 1 畜産クラスター協議会

地域の関係者が連携し、地域一体となって畜産の収益性の向上を図るため、畜産を営む者、地方公共団体、外部支援組織（コントラクター、TMRセンター、キャトルステーション等）、畜産関連事業者（乳業者、食肉加工業者等）、農業者の組織する団体その他の関係者が参画し設立する協議会であって、農林水産省生産局長（以下「生産局長」という。）が別に定める要件を満たすものをいう。

#### 2 畜産クラスター計画

畜産クラスター協議会が定める地域一体となって畜産の収益性の向上を図るための

計画であって、都道府県知事（複数の都道府県に係る地域における計画にあっては、それぞれの都道府県知事）により生産局長が別に定める基準を全て満たすものとして認定されたもの（既に認定を受けた畜産クラスター計画を改正し、当該改正に係る都道府県知事の認定を受けたものを含む）をいう。

### 3 取組主体

農水省要領別表別紙4に定める要件を満たし、本事業を実施する組織をいう。

### 4 技術普及主体

農水省要領別紙4に定める要件を満たし、本事業を実施する民間団体等をいう。

### 5 畜産クラスター協議会の要件

(1) 運営を行うための事務局を設置しており、かつ、組織及び運営についての規約を定め、事業実施及び会計手続を適正に行う体制を有していること。

(2) 畜産を営む者の他、2者以上の異なる役割を担う者が参画していること。

### 6 畜産クラスター計画の基準

本事業を実施する畜産クラスター協議会（以下「協議会」という。）が作成する畜産クラスター計画は、以下の基準を満たすものとする。

(1) 次の全ての項目が記載されていること。

ア 畜産クラスター協議会の名称及び構成員と役割

イ 畜産クラスター計画の目的

ウ 畜産クラスター協議会の取組内容

エ 畜産クラスター協議会の行動計画

オ 畜産クラスター計画の中心的な経営体の概要

カ 畜産クラスター計画の取組により期待される効果

(2) 生産コストの削減、高付加価値化、新規需要の創出等を通じて地域の畜産の収益性の向上に資する計画と認められること。

(3) 地域の畜産における中心的な経営体への再編・合理化又は中心的な経営体と畜産農家以外の者との連携強化に資する計画と認められること。

(4) 酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律（昭和29年法律第182号）第2条の3第1項の規定に基づく都道府県計画等と整合が図られていること。

(5) 畜産クラスター計画に定められた取組等が、次の全てに該当すること。

ア 取組による収益性向上の効果が可能な限り定量的に示され、その効果の実現が見込まれること。

イ 協議会の構成員の連携・協力による取組であり、効果の発現のために果たすべき構成員の役割が定められていること。

ウ 取組の効果が地域内に広く波及すると見込まれること。

エ 本事業を含む国庫補助事業の実施の有無にかかわらず、収益性向上の取組が

行われること。

オ 中心的な経営体の取組は、畜産クラスター計画の目的の実現のために必要なものであり、中心的な経営体以外の者との連携が継続的に行われるものであること。

カ 中心的な経営体が参画する取組は、地域内の畜産農家等との預託や売買等による家畜の引受けにより、整備する施設等の規模に応じて平均飼養規模以上となるよう飼養頭羽数を増加し、又は生産資材、労働力、資本の引受け等により規模を拡大するものであること。

## 7 取組主体の要件

本事業における取組主体は、畜産クラスター協議会の構成員若しくは畜産クラスター協議会の構成員から成る（１）のいずれかの団体であって、（２）から（５）までを満たすもの又は（６）の団体とする。

### （１）取組主体の対象者

ア 協同組合（農業協同組合を除く。）

イ 公社（地方公共団体が出資している法人をいう。）

ウ 公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人又は一般財団法人（定款において畜産の振興を主たる事業として位置づけているものに限る。）

エ その他農業者の組織する団体（代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めがある団体に限る。）

オ 株式会社又は持株会社であって、農業（畜産を含む。）を主たる事業として営むもの。ただし、以下の（ア）又は（イ）に該当するものは除く。

（ア） 資本の額又は出資の総額が３億円を超え、かつ常時使用する従業員の数が３００人を超えるもの。

（イ） その総株主又は総出資者の議決権（株主総会において決議することができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法第８７９条第３項の規定により議決権を有するとみなされる株式についての議決権を含む。）の２分の１以上が（ア）に掲げるもの（エに該当するものを除く。）の所有に属しているもの。

カ ３戸以上の農業を営む個人又は２以上のアからオまでに規定する団体が構成員となっている任意の団体であって、次の（ア）及び（イ）の要件を満たすもの

（ア） 組織及び運営についての規約を定めていること。

（イ） 事業実施及び会計手続を適正に行う体制を有していること。

（２） 畜産クラスター計画（（６）の集団にあつては、（６）のウの目標。以下同じ。）の達成に向け、本事業により受益する構成員の取組を取りまとめ、収益力の向上に取り組むこと。

（３） 地域へ貢献する意思を有し、地域や他の畜産関係者との連携を図り又は図る見込みであること。

- (4) 将来にわたり、畜産クラスター協議会のうち畜産クラスター計画に基づき取組を行う畜産を営む構成員（(6)の集団にあっては、(6)のウの目標に基づき取組を行う畜産経営を営む構成員）に対し、技術指導等を継続して行っていること。
- (5) 畜産クラスター計画の目的の実現のために行う取組が、取組主体以外の者との継続的な連携により行われるものとして位置付けられていること。
- (6) 本事業に取り組む意思のある以下の要件を満たす3戸以上の農業者から構成される任意団体であって、本事業の趣旨を達成するために必要があると都道府県が特に認める集団については、本事業上、取組主体に準ずる者として取り扱う。
  - ア 畜産を営む個人が直接の主たる構成員であること。
  - イ 当該集団の規約が次の全ての事項を満たしていること。
    - (ア) 目的において、畜産経営の生産性向上に資する旨が盛り込まれていること。
    - (イ) 代表者、代表権の範囲及び代表者選任の手続を明らかにしていること。
    - (ウ) 意思決定の機関及びその方法について定めがあり、意思決定に対する構成員の参加を不当に差別していないこと。
    - (エ) 共同利用施設等の利用法が公平を欠くものでないこと。
    - (オ) 収支計算書、会計帳簿を作成している等財務及び会計に関し必要な事項を明らかにしていること。
  - ウ 本事業の目的を達成するため、畜産クラスター計画に準じた目標を定めていること。

## 8 技術普及主体の要件

- (1) 7の(1)のアからカまでのいずれかに該当する者であること。
- (2) 技術普及を的確かつ広範に遂行するに足る組織、人員、能力等を有していること。

## 第2 事業の内容等

一般社団法人中央酪農会議（以下「中央酪農会議」という。）は、以下の取組に対する助成を行うものとする。

### 1 酪農の計画的な経営改善

#### (1) 後継牛及び和子牛生産に向けた交配計画の策定

取組主体が行う、構成員における後継牛の確保と、和牛受精卵移植による和子牛生産の計画的な取組のための交配計画を策定する取組。

#### (2) 後継牛確保対策

##### ア 性判別精液の利用推進

交配計画に基づき取組主体が行う、構成員による後継牛の確保のために必要となる乳用牛の性判別精液及び高受胎率性判別精液を利用する取組。

##### イ 性判別受精卵の利用推進

交配計画に基づき取組主体が行う、構成員による後継牛の確保のために

必要となる乳用牛の性判別受精卵を利用する取組。

(3) 後継牛生産のための採卵に対する支援

取組主体自ら又は構成員が行う性判別受精卵及び和牛受精卵を生産するために必要となる採卵に対する取組。

(4) 和子牛生産拡大対策

交配計画に基づき取組主体が行う、構成員による和子牛生産のために必要となる和牛受精卵を利用する取組。

(5) 和子牛等育成施設の補改修等に対する支援

取組主体が行う自ら又は構成員による和子牛等の哺育育成施設の設置又は既存施設の補改修に必要な器具機材又は資材の導入又は貸付の取組。

(和子牛等の預託や売買等による家畜の引受けにより、構成員全体が生産する和子牛等を拡大するものに限る。)

2 性判別精液生産機器等の導入

技術普及主体が事業を実施する際に策定する技術普及計画に基づき技術普及主体が行う、性判別精液生産機器及びその付帯機器を整備する取組。

3 和牛受精卵等の生産拠点の機器整備

技術普及計画に基づき技術普及主体が行う、和牛受精卵等の生産拠点を設置する際に必要な機器を整備する取組。

4 受精卵移植技術等の実技研修等の開催

技術普及計画に基づき技術普及主体が行う、受精卵移植技術等業務実施者の技術の高位平準化を目的とした研修会を開催する取組。

5 事業推進

中央酪農会議と取組主体が行う、第2の1から4までの事業を円滑に推進するための取組。

第3 事業の要件

1 第2の1の事業の実施においては、畜産クラスター計画の達成に資する（第1の7の(6)の団体にあつては、これに準じた目標）ものであること。

2 第2の1の(1)の交配計画は、次の内容のものとする。

(1) 取組主体における構成員の乳用牛の交配に係る取組をとりまとめたものであり、構成員が飼養する交配予定の乳用牛であること。

(2) 性判別精液や性判別受精卵を活用した、効率的な後継牛の確保に取り組むものであること。

(3) 和牛受精卵を移植する乳用牛は、構成員が飼養する乳用牛全体の3分の1以下

の頭数であること。

- 3 第2の1の(2)又は(4)の事業において交配対象となる乳用牛の要件は、次とおりとする。
  - (1) 構成員が所有する又は搾乳牛として所有することが確実に見込まれる乳用牛であること。
  - (2) 第2の1の(2)のアの事業において性判別精液の授精対象となる乳用牛は、1構成員の経営内で上位2分の1に入る能力を有していると判断されるものであり、取組主体が各経営より実施要領別紙様式第7号の提出を受け、能力を確認するものとする。
  - (3) 第2の1の(4)の事業において和牛受精卵の移植対象となる乳用牛は、構成員の各経営内で下位3分の1に入る能力を有すると判断されるものであり、取組主体が各経営より実施要領別紙様式第8号の提出を受け、能力を確認するものとする。
  
- 4 第2の1の(2)のアの事業の対象となる性判別精液の要件は、国内又は輸出国の家畜血統登録機関において登録されているホルスタイン種雄牛から採取されたこと及び次のいずれかに該当することとする。
  - (1) 独立行政法人家畜改良センター（以下「改良センター」という。）が公表した乳用種雄牛評価成績に記載した種雄牛であって、総合指数上位40位以内の遺伝的能力を有したことがあること。
  - (2) 海外で飼養されている種雄牛を用いる場合は、改良センターが公表した国際評価成績を有するものであって、総合指数上位40位以内に相当する遺伝的能力を有したことがあること。
  
- 5 第2の1の(2)のアの事業の対象となる高受胎率性判別精液の要件は、第3の4の要件を満たすこと、授精用ストローへの充填が2層になっていること及びX染色体を持つ精子の割合が9割以上であることとする。
  
- 6 第2の1の(2)のイ又は(3)の事業の対象となる性判別受精卵の要件は、国内又は輸出国の家畜血統登録機関において登録されている又は登録されることが確実にであると認められる乳用雌牛から採卵されたもので、次の(1)から(3)までの要件のいずれかを満たすものとし、かつ、受精卵を生産する際に交配する種雄牛は、国内又は輸出国の家畜血統登録機関において登録されている乳用雄牛であり、(4)又は(5)の要件のいずれかを満たすものであることとする。
  - (1) 一般社団法人家畜改良事業団が検定農家に通知した牛群改良情報のうち個体情報及び参考情報（以下「牛群改良情報」という。）に総合指数又は泌乳成績を有する乳用雌牛から採卵されたものであること。
  - (2) ペアレンツアベレージ（PA）による総合指数又は泌乳成績が推定できる乳

用雌牛から採卵されたものであること。

(3) 海外において(1)又は(2)と同等の能力を有すると認められる能力評価を有している乳用雌牛から採卵されたものであること。

(4) 改良センターが公表した乳用種雄牛評価成績に記載された種雄牛であって、総合指数上位40位以内の遺伝的能力を有したことがあるものであること。

(5) 海外で飼養されている種雄牛を用いる場合は成績を有する種雄牛であって、総合指数上位40位以内に相当する遺伝的能力を有したことがあるものであること。

7 第2の1の(3)又は(4)の事業の対象となる和牛受精卵は、黒毛和種、褐毛和種、日本短角種及び無角和種の受精卵とする。

8 第2の1の(5)で取組主体が導入した器具機材又は資材の貸付に当たっては、以下の要件を満たすものとする。

(1) 構成員に貸し付けること若しくは一定期間(原則として5年以内)貸し付けた後に構成員に無償譲渡することを予定しているものであること。

(2) 取組主体は、本事業で整備した機器を貸し付ける時には、賃貸借期間、賃貸借料、賃貸借料納入の期限及び方法、目的外使用の禁止等の事項について明記した賃貸借契約を書面をもって締結すること。

(3) 取組主体が賃借料を徴収する場合は、その年間徴収額は、原則として「取組主体負担(事業費-補助金) / 当該機器の耐用年数 + 年間管理費」により算出される額以内とすること。

9 第2の2で整備する機器は、性判別精液を生産する時に必要な機器及び凍結精液を生産する時に必要な精液分注器等とする。

10 第2の3で整備する機器は、受精卵等を生産する時に必要な培養器、凍結器等の器具機材とする。

11 第2の4で実施する研修会は、受精卵移植技術等業務実施者を対象とし、受精卵移植技術等の高位平準化を目的とした研修内容であること。

12 第2の2から4までの技術普及計画は、事業実施年度における性判別精液や受精卵の活用等に関する技術の概要、普及手法等を記載したものであること。

#### 第4 交配計画策定の手続

取組主体は、交配計画の策定に当たり、都道府県知事と協議を行うものとする。

#### 第5 取組主体、技術普及主体の選定

一般社団法人中央酪農会議会長（以下「会長」という。）は、第1の7及び8の要件を満たす団体から取組計画及び技術普及計画の提出を受け、その承認をもって取組主体及び技術普及主体（以下「取組主体等」という。）を選定するものとする。

## 第6 目標年度及び成果目標

取組主体等は、それぞれの作成する取組計画及び技術普及計画において、次のとおり目標年度及び成果目標を記載することとする。

### 1 目標年度

目標年度は、事業実施年度として設定するものとする。

### 2 成果目標

取組主体等は、それぞれの作成する取組計画又は技術普及計画において、農水省要領別紙4の第4の3に掲げる取組の区分に応じ、同表の成果目標と同等又はこれを上回る成果目標を設定するものとする。

## 第7 事業実施手続

1 取組主体等は、第2の1の取組にあつては実施要領別紙様式第1号の取組計画を、第2の2から4の取組に当たっては実施要領別紙様式第2号の技術普及計画を作成し、会長に提出してその承認を受けるものとする。

2 本事業については、取組計画もしくは技術普及計画が承認された月の初日から行われる取組について補助の対象とする。

3 取組主体等は、1で承認を受けた取組計画及び技術普及計画に次に掲げる重要な変更がある場合には、実施要領別紙様式第3号により、会長の承認を受けるものとする。

(1) 事業内容の追加、中止又は廃止

(2) 取組主体、技術普及主体における事業費の30%を超える増減又は補助金の増若しくは30%を超える減

(3) 取組主体、技術普及主体の変更

## 第8 補助金交付の手続き等

### 1 補助金の交付申請

取組主体等は、補助金の交付を受けようとする場合は、会長が別に定める期日までに、第2の1の取組にあつては別紙様式第1号、第2の2から4の取組に当たっては別紙様式第2号の畜産・酪農生産力強化対策事業（酪農経営改善対策）補助金交付申請書を会長に提出するものとする。

### 2 補助金の概算払

(1) 会長は、この事業の円滑な実施を図るために必要があると認めた場合は、交付決定額を限度として、補助金の概算払をすることができるものとする。

(2) 取組主体等は、補助金の概算払請求をしようとする場合は、別紙様式第4号の畜産・酪農生産力強化対策事業（酪農経営改善対策）補助金概算払請求書を会長に提出するものとする。



## 第9 状況報告

会長は、事業の円滑かつ適正な執行を図るため必要があると認めるときは、取組主体等に対して、事業遂行状況の報告を求めることができるものとする。

## 第10 事業成果の報告

- 1 取組主体等は、事業の完了した日から1か月を経過した日又は事業実施年度の3月10日のいずれか早い日までに別紙様式第5号の事業成果（実績）報告書を作成し、会長に報告するものとする。
- 2 会長は、取組主体等に対し、1に定める報告以外に、必要に応じ、事業成果について、報告を求めることができるものとする。

## 第11 事業の評価

- 1 取組主体等は農水省要領別紙4の第4の1の目標年度の翌年度の6月末日までに、要領別紙様式第9号により事業の成果状況を作成し、会長に報告するものとする。
- 2 会長は、農水省要領別紙4の第8の1に基づき、農水省要領別紙4の第4の1の目標年度の翌年度の7月末日までに、農水省要領別紙4別記様式第5号により事業の成果状況を作成し、生産局長及び基金管理団体の長に報告するものとする。

## 第12 不正行為等に対する措置

- 1 中央酪農会議は、取組主体等が本事業の実施に関連して不正な行為をした場合又はその疑いがある場合においては、取組主体等に対して、当該不正な行為に関する事実関係及び発生原因の解明並びに再発防止のための是正措置等の適切な措置を講ずるよう求めるものとする。

この場合、中央酪農会議は、取組主体等に対して適切な指導を行い、当該不正な行為に関する真相及び発生原因、講じられた是正措置等について、生産局長に報告するものとする。

- 2 中央酪農会議は、補助事業の適正な遂行を確保するため、必要と認めるときは、指名する職員に取組主体等への調査を行わせることができるものとする。

## 第13 管理運営

### 1 管理運営

取組主体等は、本事業により補助金を受けて整備した機器等を、常に良好な状態で管理し、必要に応じて修繕等を行い、その設置目的に即して最も効率的な運用を図ることで適正に管理運営するものとする。

### 2 管理委託

機器等の管理は、第2の1の（5）の事業を実施する場合は取組主体が行うものとし、取組主体が機器等の管理運営を直接行い難しい場合には、構成員に管理運営をさせることができるものとする。

### 3 指導監督

中央酪農会議は、本事業の適正な推進が図られるよう、取組主体等に対し、適正な機器等の管理運営を指導するとともに、事業実施後の管理運営、利用状況及び事業効果の把握に努めるものとする。

また、中央酪農会議は、関係書類の整備、機器等の管理、処分等において適切な措置を講じるよう、取組主体等を十分に指導監督するものとする。

## 第14 他の施策等との関連

本事業の実施に当たっては、次に掲げる事項に留意するものとする。

### 1 家畜共済等の積極的活用

継続的な効果の発現及び経営の安定を図る観点から、本事業の参加者は、農業災害補償法（昭和22年法律第185号）に基づく家畜共済への積極的な加入に努めるものとする。

### 2 環境と調和のとれた農業生産活動

中央酪農会議は、「環境と調和のとれた農業生産者活動規範について」（平成17年3月31日付け16生畜第8377号農林水産省生産局長通知）に基づき、原則として、事業実施状況報告書の報告期間中に1回以上、取組主体から、飼養者が作成した点検シートの提出を受けること等により、環境と調和のとれた農業生産活動が行われるよう努めるものとする。

### 3 配合飼料価格安定制度への加入促進

本事業における受益者のうち、配合飼料を購入している家畜を飼養する者又は団体（以下「畜産経営者」という。）は、配合飼料価格安定対策事業実施要綱（昭和50年2月13日付け50畜B第302号農林水産省事務次官依命通知）の規定により配合飼料価格安定基金（以下「基金」という。）が定める業務方法書に基づき、配合飼料の価格差補填に関する基本契約及び配合飼料の価格差補填に関する毎年度行われる契約数量（以下「契約」という。）の締結を継続するものとする。

また、前年度末時点において基金との契約を締結していない畜産経営者にあつては基金との契約を締結するよう努めるものとする。

## 第15 消費税及び地方消費税の取扱い

- 1 取組主体等は、会長に対して第8の1の補助金交付申請書を提出するに当たり、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを当該補助金の交付申請額から減額して申請しなければならない。

ただし、当該補助金交付申請書の提出時において当該補助金に係る仕入れに係る

消費税等相当額が明らかでない場合は、この限りでない。

- 2 取組主体等は、1のただし書により申請をした場合において、第10に係る事業実績報告書を提出するに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合は、これを補助金額から減額して報告しなければならない。
- 3 取組主体等は、1のただし書により申請をした場合において、第10に係る事業実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、別紙様式第6号の畜産・酪農生産力強化対策事業（酪農経営改善対策）に係る仕入れに係る消費税等相当額報告書を速やかに会長に提出するとともに、その金額（2の規定に基づき減額した場合は、その減じた金額を上回る部分の金額）を会長に返還しなければならない。

また、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかにならない場合又は消費税等相当額がない場合であっても、その状況等について、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第15条の補助金の額の確定通知のあった日の翌年6月20日までに、同様式により会長に報告しなければならない。

#### 第16 指導推進等

中央酪農会議は、本事業の効果的な運営を図るため、必要に応じて都道府県及び農業関係団体等の関係機関と連携し、取組主体等に対する指導を行うものとする。

#### 第17 帳簿等の整備保管等

- 1 取組主体等は、この事業に係る経理を適正に行うとともに、その内容を明らかにした帳簿及び関係書類を整備して保管するものとする。  
ただし、その保存期間は、事業の完了した年度の翌年度から起算して5年間とする。
- 2 会長は、この要領に定めるもののほか、この事業の実施及び実績について必要に応じ、取組主体等に対し調査し又は報告を求めることができるものとする。

#### 第18 その他

この要領に定めるもののほか、この事業の実施につき必要な事項については、会長が別に定めることができるものとする。

#### 附 則（平成30年4月24日付け中酪（業務）発第56号）

この要領は、生産局長の承認のあった日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

別表 1

補助対象経費	補助率
<p>1 酪農経営改善対策</p> <p>(1) 酪農の計画的な経営改善</p> <p>ア 後継牛及び和子牛生産に向けた交配計画の策定 後継牛の確保と和子牛生産の計画的な取組のための交配計画の策定に必要な経費</p> <p>イ 後継牛確保対策</p> <p>(ア) 性判別精液の利用促進 後継牛の確保のための乳用牛の性判別精液及び高受胎率性判別精液の利用に必要な経費</p> <p>① 性判別精液 第3の4の要件を満たすもの</p> <p>② 高受胎率性判別精液 第3の5の要件を満たすもの</p> <p>なお、①と②の重複での補助は認めない。また、②の補助対象経費は、②のみを利用した場合に限る。</p> <p>(イ) 性判別受精卵の利用推進 後継牛の確保のための乳用牛の性判別受精卵の利用に必要な経費</p> <p>ウ 後継牛生産のための採卵に対する支援 性判別受精卵及び和牛受精卵を生産するための採卵に必要な経費</p> <p>エ 和子牛生産拡大対策 和子牛生産のための和牛受精卵の利用に必要な経費</p> <p>オ 和子牛等育成施設の補改修等に対する支援 和子牛等の哺育施設又は既存施設の補改修のための器具機材又は資材の導入又は貸付に必要な経費</p> <p>(2) 性判別精液生産機器等の導入 性判別精液生産機器及びその付帯機器を整備するために必要な経費</p> <p>(3) 和牛受精卵等の生産拠点の機器整備 和牛受精卵等の生産拠点を設置するために必要な経費</p> <p>(4) 受精卵移植技術等の実技研修会等の開催 受精卵移植技術等業務実務者の技術の高位平準化のための研修会の開催に必要な経費</p> <p>(5) 事業推進 事業を推進するために必要な事業費、旅費等の経費</p>	<p>定額</p> <p>1 / 2 以内</p> <p>授精する雌牛1頭 当たり6千円を上限とする。 授精する雌牛1頭 当たり10千円を上限とする。</p> <p>1 / 2 以内 移植する雌牛1頭 当たり100千円を 上限とする。</p> <p>定額 雌牛からの採卵1 回当たり17千円を 上限とする。</p> <p>1 / 2 以内 移植する雌牛1頭 当たり70千円を上限とする。</p> <p>1 / 2 以内</p> <p>1 / 2 以内</p> <p>1 / 2 以内</p> <p>1 / 2 以内</p> <p>定額</p>

## 別表 2

## 補助対象経費（共通）

事業に要する経費は、次の費目ごとに整理することとする。

費目	細目	内容	備考
事業費	通信運搬費	事業を実施するために直接必要な郵便代、運送代及びデータ通信の経費	・切手は物品受払簿で管理すること
	借上費	事業を実施するために直接必要な実験機器、事務機器等の借り上げ経費	
	印刷製本費	事業を実施するために直接必要な資料等の印刷に係る経費	
	原材料費	事業を実施するために直接必要な材料の経費	・原材料は物品受払簿で管理すること
	消耗品費	事業を実施するために直接必要な以下の経費 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 短期間（補助事業実施期間内）又は一度の使用によって消費され、その効用を失う少額な物品の経費</li> <li>・ CD-ROM等の少額な記録媒体</li> <li>・ 試験等に用いる少額な器具等</li> </ul>	・ 消耗品は物品受払簿で管理すること
	光熱水費	事業を実施するために直接必要な電気、ガス、水道料金の経費（ただし、基本料金は除く。）	
	データ収集・処理・分析費	事業を実施するために直接必要なデータの収集・処理・分析に費用な人件費	
旅費	調査員旅費	事業を実施するために直接必要な資料収集、各種調査、打合せ、成果発表等の実施に必要な経費	

謝金		事業を実施するために直接必要な資料整理、補助、専門的知識の提供、資料の収集等について協力を得た人に対する謝礼に必要な経費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・謝金の単価の設定根拠となる資料を添付すること</li> <li>・事業実施主体、取組主体、技術普及主体に従事する者に対する謝金は認めない。</li> </ul>
賃金		事業を実施するために直接必要な業務を目的として本事業を実施する民間団体等が雇用した者に対して支払う実働に応じた対価（日給又は時間給）の経費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・雇用通知書等により本事業にて雇用したことを明らかにすること</li> <li>・補助事業従事者別の出勤簿及び作業日誌を整備すること</li> </ul>
委託費		本事業の交付目的たる事業の一部分（例えば、事業の成果の一部を構成する調査の実施、取りまとめ等）を他の者に委託するために必要な経費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・委託を行うに当たっては、第三者に委託することが必要かつ合理的・効果的な業務に限り実施できるものとする</li> <li>・補助金の額の50%未満とすること</li> <li>・事業そのもの、または事業の根幹を成す業務の委託は認めない</li> </ul>
役務費		事業を実施するために直接必要かつ、それだけでは本事業の成果とは成り立たない分析、試験、加工等を専ら行う経費	
雑役務費	手数料	事業を実施するために直接必要な謝金等の振り込み手数料	
	印紙代	事業を実施するために直接必要な委託の契約書に貼付する印紙の経費	
	社会保険料	事業を実施するために直接新たに雇用した者に支払う社会保険料の事業主負担分の経費	

	通勤費	事業を実施するために直接 新たに雇用した者に支払う 通勤の経費	
--	-----	---------------------------------------	--

1. 賃金については、「補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について（平成22年9月27日付け22経第960号農林水産省大臣官房経理課長通知）」に定めるところにより取り扱うものとする。

2. 上記欄の経費であっても以下の場合にあっては認めないものとする。

(1) 本事業で得られたICT機器や成果物を有償で配布した場合

(2) 補助事業の有無にかかわらず事業実施主体で具備すべき備品・物品等の購入及びリース・レンタルの場合

別表 3

補助対象経費（主体別）

事業に要する経費は、次の費目ごとに整理することとする。

費目	細目	内容	備考
事業費	会場借料	事業を実施するために直接必要な会議等を開催する場合の会場費として支払われる経費	
	性判別精液及び高受胎率性判別精液導入費	性判別精液及び高受胎率性判別精液の導入に必要な精液購入費、人工授精技術にかかる経費	
	受精卵導入費	性判別受精卵又は和牛受精卵の購入費、受精卵移植技術に係る経費	
	採卵経費	採卵に係る投薬費、採卵技術に係る経費	
	性判別精液生産機器導入費	性判別精液を生産するために必要な機器等の導入費用	・取得単価が50万円以上の機器及び器具については、見積書（原則3社以上、該当する設備備品を1社又は2社のみが扱っている場合を除く。）やカタログ等を添付すること
	受精卵生産施設整備費	受精卵の生産をする施設を設置するために必要な器具及び機材の導入費用	・取得単価が50万円以上の機器及び器具については、見積書（原則3社以上、該当する設備備品を1社又は2社のみが扱っている場合を除く。）やカタログ等を添付すること
	和子牛等育成施設整備費	和子牛等を哺育育成するために必要な器具及び機材の導入費用、既存施設を補改修するために必要な原材料費	・取得単価が50万円以上の機器及び器具については、見積書（原則3社以上、該当する設備備品を1社又は2社のみが扱っている場合を除く。）やカタログ等を添付すること



	研修会等開催費	研修会等を開催するために必要な研修器具資材費、研修に使用する家畜の借り上げ経費	
旅費	委員旅費	事業を実施するために直接必要な会議の出席又は技術指導等を行うための旅費として、依頼した専門家に支払う経費	
	講師旅費	研修会等を開催するために依頼した専門家に支払う経費	
謝金	原稿料	マニュアル等の作成に必要な原稿執筆に対する謝礼に必要な経費	

上記欄の経費であっても以下の場合にあっては認めないものとする。

- (1) 本事業で得られた I C T 機器や成果物を有償で配布した場合
- (2) 補助事業の有無にかかわらず事業実施主体で具備すべき備品・物品等の購入及びリース・レンタルの場合